

奈良県移動理容所及び移動美容所の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、自動車に施設を設けて理容又は美容の業を行う営業施設の確認及び監視指導等についての取扱いを定めることにより、理容師法（昭和22年法律第234号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）の円滑な運用を図り、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「移動理容所」又は「移動美容所」とは、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定めるものをいう。）に施設を設け、移動して理容又は美容の業を行うものをいう。

(取扱方針)

第3条 移動理容所は理容師法第1条の2第3項に規定する理容所、移動美容所は美容師法第2条第3項に規定する美容所として取り扱うものとする。

(届出)

第4条 移動理容所及び移動美容所の開設届、変更届、廃止届及び承継届については、奈良県理容師法事務取扱要領及び奈良県美容師法事務取扱要領により取り扱うものとする。

(確認)

第5条 移動理容所又は移動美容所の確認は、次のとおりとする。

(1) 県内（奈良市内を除く。以下同じ。）において営業する場合は、事業者は、理容師法第11条の2又は美容師法第12条の規定に基づき、管轄する保健所長の確認を受けなければならない。

また、奈良市保健所長の確認を受けている場合においても、県内において営業する場合は、その営業地域を管轄する保健所長の確認を受けるものとする。

なお、奈良市において営業する場合は、県は、奈良市保健所長の確認を受けるよう指導し、及びその旨を奈良市保健所に連絡する。

(2) 県は、理容師法第11条第1項又は美容師法第11条第1項の規定による開設の届出に当たっては、開設届に、自動車の自動車登録番号、型式、給排水設備の容量、洗髪設備の有無、営業時間、営業場所、自動車の保管場所を記載した書類（別紙様式）及び自動車検査証の写しを添付させることとし、理容師法第11条の2又は美容師法第12条の規定による検査確認済証に施設名称と併せて自動車登録番号を記載させるものとする。

なお、自動車検査証の写しについては、原本の確認をするものとする。

(3) 県は、移動理容所又は移動美容所の営業車については、それぞれ1車両をもって移動理容所又は移動美容所として取り扱うものとする。

(4) 自動車の型式又は自動車登録番号に変更が生じた場合は、県は、増改築や改装で施設の同一性が失われるものとみなし、事業者に再度保健所長の確認を受けるよう指導するものとする。

- (5) 営業場所の追加若しくは廃止又は営業時間の変更等届出事項に変更が生じた場合は、県は、理容所開設事項変更届又は美容所開設事項変更届を保健所長に提出させるものとする。

(監視指導)

第6条 移動理容所又は移動美容所の監視指導は、環境衛生監視員が行うものとする。

(構造設備上必要な措置)

第7条 移動理容所又は移動美容所を開設する者は、理容師法第12条又は美容師法第13条及び奈良県理容師法施行条例（平成12年3月奈良県条例第39号）又は奈良県美容師法施行条例（平成12年3月奈良県条例第40号）に規定する構造設備を設けるほか、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 運転席と作業場は、隔壁等により区画すること。
- (2) 施設内に、器具の洗浄及び手指の洗浄に十分な量の給排水の設備を設けること。
なお、給水タンクの最低容量は40L以上とすること。
- (3) 洗髪設備を設ける場合は、前号の規定とは別に洗髪に供するに十分な給水設備を備えること。
- (4) 給水タンクと同容量以上の排水タンクを設けること。
- (5) 待合は、原則車両内に設けること。ただし、営業の都度適切な場所を確保する場合は、この限りでない。
- (6) 便所は原則車両内に設けること。ただし、営業の都度適切な場所を確保する場合は、この限りでない。

(衛生・安全措置等)

第8条 移動理容所又は移動美容所を開設する者は、次に掲げる事項を遵守して適正な営業を行うものとする。

- (1) 営業時に作業室の床面積を拡幅して営業するものも含め、衛生上支障のない施設として確認を受けた状態で営業を行うこと。
- (2) 安全に施術ができるよう営業時には施設を水平に固定しておくこと。
- (3) 移動理容所又は移動美容所内への出入りが安全にできる構造とすること。
- (4) 作業場は、常に清潔に保ち、生じたごみ等は営業者が適切に処理すること。
- (5) 移動理容所及び移動美容所以外の場所では作業を行わないこと。
- (6) 理容師法施行細則（平成10年3月奈良県規則第28号）第5条第1項及び美容師法施行細則（平成10年3月奈良県規則第29号）第5条第1項に規定する確認済証は、移動理容所又は移動美容所の見やすい場所に掲示すること。
- (7) 移動理容所及び移動美容所は、理容師法又は美容師法のほか道路交通法等を所管する関係機関の十分な指示を受けること。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

移動（理容・美容）所の概要

自動車登録番号		型式	
給・排水設備の容量	給水タンク	L	排水タンク L
洗髪設備の有無	有	・	無
営業時間			
営業場所名称	所在地		
車両保管場所地図（所在地： ）			

提示書類 自動車検査証（原本）

(記載例)

美容所検査確認済証

確認番号 第41605001号

開設者氏名 奈良県 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

美容所の所在地 大和郡山市他県内一円 (奈良市を除く。)

美容所の名称 吉野 花子 (奈良〇〇〇あ〇〇〇〇)

確認年月日 平成28年4月1日

美容師法第13条に規定する基準に適合していることを確認します。

平成28年4月1日

奈良県

保健所長

